



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
秋田労働局

Press Release

平成 27 年 10 月 9 日

【照会先】

秋田労働局職業安定部需給調整事業室
需給調整事業室長 藤原 徹
需給調整指導官 前澤 潤
(代表電話)018(883)0007(内線 131)

報道関係者 各位

労働者派遣法改正法の事業主説明会を開催します

～改正内容を派遣元・派遣先事業主にご理解いただくために～

労働者派遣法改正法が平成 27 年 9 月 30 日に施行されました。

今回の見直しにより、労働者派遣事業は許可制・届出制の区別が廃止され、すべての労働者派遣事業は、新たな許可基準に基づく許可制とされたほか、派遣可能期間に関するルールが抜本的に改められました。

また、派遣労働者の正社員化を含むキャリアアップ、雇用継続を推進するための措置が派遣元事業主に義務付けられることになりました。

秋田労働局では、今回の見直し内容について、派遣労働者を送り出す立場の派遣元事業主と受け入れる側の派遣先企業に理解を深めていただき、労働者派遣事業の適正な運営の確保が図られるよう、下記の日程により県内 4 地域において事業主説明会を開催いたします。

なお、今回の法改正のほか、平成 27 年 10 月 1 日から施行された「労働契約申込みみなし制度」(注)については、労働者派遣を受け入れる企業側に特に知っていただきたい内容になりますので、派遣元事業主のみならず派遣先事業主においても、積極的に参加をご検討ください。

(注) 派遣先が一定の違法派遣を受け入れた場合、その時点で、派遣先が派遣労働者に対して、その派遣労働者の派遣元における労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約申込みをしたものとみなす制度になります。

この制度は、前回 24 年 10 月法改正の内容ですが、平成 27 年 10 月 1 日施行とされたものです。

記

①中央地域1回目（定員80名）

日 時：平成27年10月22日（木） 13：30～15：30
場 所：秋田県立総合プール会議室（秋田市新屋町字砂奴寄4-6）

②中央地域2回目（定員80名）

日 時：平成27年10月26日（月） 13：30～15：30
場 所：秋田県立総合プール会議室（秋田市新屋町字砂奴寄4-6）

③県北地域（定員50名）

日 時：平成27年10月27日（火） 13：30～15：30
場 所：北秋田市交流センター第1研修室（北秋田市材木町2-2）

④由利本荘地域（定員40名）

日 時：平成27年10月29日（木） 13：30～15：30
場 所：由利本荘市職業訓練センター（由利本荘市石脇字田尻30-22）

⑤県南地域（定員50名）

日 時：平成27年11月 4日（水） 13：30～15：30
場 所：横手市交流センター（Y2プラザ）（横手市駅前町1-21）

※会場の定員の関係で事前の参加申し込みが必要です。

開催日1週間前までに、秋田労働局職業安定部需給調整事業室（秋田市山王3-1-7東カンビル5階 電話：018-883-0007 FAX：018-865-6179）にお申込みください。